

（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部改正）

第四百五十四条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正）

第四百五十五条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

第二十五条第一項中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（土壌汚染対策法の一部改正）

第四百五十六条 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第十三章 罰則 罰則に関する経過措置及び政令への委任

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（施行期日）

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。ただし、第百三十三条第一項及び第三項（第三号に係る部分に限る。）、第百三十四条、第百三十五条第二項（第四号に係る部分に限る。）、第百三十七条、第百三十八条第一項、第百四十二条（公益法人認定法第四十七条の規定を準用する部分に限る。）並びに第百六十九条（内閣府設置法附則第二項第一項に一号を加える改正規定中特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整に係る部分を除く。）の規定は、公益法人認定法附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2（調整規定）

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）次項において「組織的犯罪処罰法」という別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第百五十七条（理事等の特別背任）について」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百三十四条（理事等の特別背任）の罪」とする。

3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七条（理事等の特別背任）の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

内閣総理大臣 小泉純一郎

総務大臣 竹中平蔵

法務大臣 杉浦正健

外務大臣 麻生太郎

財務大臣 谷垣禎一

文部科学大臣 小坂憲次

厚生労働大臣 川崎昭一

農林水産大臣 中川昭一

経済産業大臣 臨時代理 松田岩夫

国土交通大臣 北側一雄

環境大臣 小池百合子

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年六月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第五十一号

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 公共サービス改革基本方針等（第七条―第八条）

第三章 官民競争入札及び民間競争入札

第一節 国の行政機関等による官民競争入札の実施等（第九条―第十三条）

第二節 国の行政機関等による民間競争入札の実施等（第十四条―第十五条）

第三節 地方公共団体による官民競争入札の実施等（第十六条―第十七条）

第四節 地方公共団体による民間競争入札の実施等（第十八条―第十九条）

第四章 民間事業者が落札者となった場合における公共サービスの実施等

第一節 契約（第二十条―第二十三条）

第二節 公共サービスの実施（第二十四条―第二十五条）

第三節 監督（第二十六条―第二十八条）

第五章 法令の特例

第一節 通則（第二十九条―第三十一条）

第二節 特定公共サービス（第三十二条―第三十四条）

第六章 国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施等（第三十五条―第三十六条）

第七章 官民競争入札等監視委員会等

第一節 官民競争入札等監視委員会（第三十七―第四十六条）

第二節 地方公共団体の審議会その他の合議制の機関（第四十七条）

第八章 雑則（第四十八条―第五十三条）

第九章 罰則（第五十四条―第五十六条）

附 則

第一条 この法律は、国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革（以下「競争の導入による公共サービスの改革」という。）を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監視委員会の設置その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「国の行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関

五 国家行政組織法第八條の二の施設等機関及び同法第八條の三の特別の機関

第一章 総 則（趣旨）

第一条 この法律は、国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革（以下「競争の導入による公共サービスの改革」という。）を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監視委員会の設置その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「国の行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関

五 国家行政組織法第八條の二の施設等機関及び同法第八條の三の特別の機関

この法律において「国の行政機関等」とは、国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次項において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次項において同じ。）、